

第558回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日時：令和7年2月27日(木) 10:00～10:11

場所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから「第558回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○赤松政策企画委員 本会合は、オンラインでの開催としております。

なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

それでは、議題の1「ガス導管事業者の2023年度の託送収支事後評価について」に関しまして、事務局から御説明を、よろしく願いいたします。

○黒田NW事業監視課長 それでは、資料3を御覧ください。「ガス導管事業者の2023年度の託送収支事後評価について」でございます。

こちらの2回目となっております。昨年9月までに託送収支が公表された137社については、昨年12月に委員会に御報告済みでございますが、今回は、昨年10月以降に収支公表があった8社についての対応の御報告となります。

(趣旨)でございますけれども、2025年2月7日付けで東北経済産業局長、関東経済産業局長及び近畿経済産業局長から、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者、先ほどの8社でございますが、その収支状況の確認について、電力・ガス取引監視等委員会に意見聴取がなされ、本年2月20日の第64回料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を確認したため、その結果を御報告し、各経済産業局長への意見回答について御審議をいただきたいということでございます。

また、昨年の第63回料金制度専門会合において、小千谷市については、2023年度の託送収支の事後評価において、ストック管理基準及びフロー管理基準が超過をしている状況でありましたが、今年4月1日に同者は、北陸瓦斯へ事業譲渡を予定しているということで、今後の対応を事務局において確認をすることとされておりましたので、その結果も御報告させていただきたいということでございます。

まず、8社の事後評価について、でございますが、後ろの資料3-2で、少し御説明をさせていただきます。

12ページになりますが、ストック管理基準・フロー管理基準で評価をしているということでございます。

まず、<ストック管理基準の結果概要>でございますけれども、各社の超過利潤累積額について、一定水準額で比較した結果、エネクル(沖山地区)が、一定水準額を超過している状況であることが確認をされましたが、ただし、このエネクル(沖山地区)については、2023年9月に料金値下げを行ったということでございまして、直近料金改定から3年が経過していない場合には、変更命令の対象から除外するという規定となっておりますので、規定に従い変更命令の対象から除外とさせていただいております。

次に、<フロー管理の結果概要>でございますけれども、こちらは、各社の想定単価と実績単価から算出した乖離率を確認した結果、長南町の乖離率が変更命令の発動基準となる「マイナス5%」を超過しているという状況でございました。

こちらは、長南町の意向、対応を確認したところ、3つ目の・になりますけれども、2025年4月1日までに値下げ届出を提出する予定であるという旨を確認した状況でございます。

資料に戻らせていただきまして、16行目以降の、「各経済産業局長の回答について」という部分でございますけれども、これを踏まえて委員会としては、資料3-4のとおり、各経済産業局長へ回答を行うこととしたいということでございますが、その内容といたしま

しては、まず（１）事後評価対象事業者のうち、エネクル（沖山地区）については、各超過利潤累積額が変更命令の発動基準となる一定水準額を超過していた。ただし、同社は、2023年9月に料金値下げを行ったため、変更命令の対象から除外する。

（２）として、事後評価対象事業者のうち、長南町については、想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となるマイナス5%を超過していた。同者については、翌事業年度の開始の日までに託送供給約款の料金の値下げ届出が行われない場合、原則として所管の経済産業局長の変更命令の対象となる。

（３）として、上記（１）、（２）に該当しない事業者については、託送供給約款の変更を命ずることが必要とは認められなかった。

この内容で回答させていただきたいと考えております。

次に、「小千谷市の対応について」ということですが、38行目までは、先ほどの経緯を改めて書かせていただいているところなので割愛させていただいて、39行目以降が、確認した内容になっております。

まず、小千谷市は、事業譲渡後の託送供給約款料金について、ガス事業託送供給約款料金算定規則第23条第3項の規定により、料金算定への影響が軽微であるとして、譲渡後は北陸瓦斯の料金を適用する旨の変更認可申請を、昨年11月15日付けで関東経済産業局長宛てに送られております。

関東経済産業局において審査をした結果、算定規則第23条に適合していると認められることが確認をされております。

今回の小千谷市の事業譲渡は、将来にわたり当市ガスの安定供給とサービスの向上を図るためには、公営事業ではなく民営化が望ましいとの判断により、公募の結果、北陸瓦斯に事業譲渡することを決定したものであるということをごさいます。なお、小千谷エリアの託送料金は従前と比べて上昇することになりますけれども、北陸瓦斯と小千谷市のガス事業譲渡契約での誓約事項として、「譲渡日以降5年間のガス料金水準の据え置き」とされており、2025年4月1日から5年間は小千谷エリアの需要家が支払うガス小売料金は現行を上回ることはないということで、これらを踏まえれば、小千谷市の変更認可申請について、関東経済産業局長が認可することに特段の問題はないと考えられるということをごさいます。

確認の内容は以上をごさいます。以上の結果を踏まえて、資料3-4にありますとおり、東北経済産業局、関東経済産業局、近畿経済産業局の局長宛てに回答の案を添付させ

ていただいておりますので、こちらでよろしいかについて御確認をいただければと思います。

私からの説明は、以上になります。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。——特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局（案）のとおり対応することといたします。

どうもありがとうございました。

○黒田NW事業監視課長　　ありがとうございました。

○横山委員長　　第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○赤松政策企画委員　　ありがとうございます。

本日の会合の議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどを、よろしく願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——